

## 競技者登録規程

昭和58年11月 1日	制定
昭和62年 9月 1日	改訂
平成 4年12月12日	改正
平成 5年 6月26日	改正
平成10年11月21日	改正
平成12年 9月20日	改正
平成19年 7月 5日	改正
平成20年 6月25日	改正

(根 拠)

第1条 本連盟は、本連盟の公認競技会に参加する競技者を管理するために競技者登録制度を設ける。

(対 象)

第2条 本連盟が主催又は主管する公認競技会に参加できる者は、この規程による競技者登録を完了した者に限る。ただし、国民体育大会は、この限りではない。

2 削除

(資 格)

第3条 本連盟に競技者登録をしようとする者は、競技者であって、本連盟の会員登録規程による登録会員でなければならない。

(手 続)

第4条 競技者登録を希望する者は、加盟団体を経て、所定の競技者登録申込書に必要事項を記入し、競技者登録料を添えて申し込まなければならない。

2 削除

3 登録手続期間は、本連盟から加盟団体へ通知した日から開始し、同年の8月10日までとし、本連盟会員登録規程による会員登録とは別に本連盟ホームページのSAJデータバンクで競技者登録番号が確認された時点で競技者登録を完了するものとする。

(更 新)

第5条 競技者登録は、毎年これを更新する。

2 更新は、本連盟から加盟団体へ通知した日から同年の8月10日までにその手続を完了しなければならない。

3 更新をする場合は、その競技者のコード番号は、そのまま継続する。

4 登録を抹消する場合は、その競技者のコード番号を本連盟に報告する。

(携帯義務)

第6条 削除

(変 更)

第7条 登録競技者が転居、転勤、転校、その他の都合で所属団体を変更する場合は、会員登録及び競技者登録を変更することができる。

(資格の喪失)

第8条 次に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消し、これを公表する。

- (1) 本連盟寄付行為及び加盟団体の制定する規約等に違反した場合
- (2) 競技者登録会員として体面を著しくけがした場合

(登録料)

第9条 年次登録料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。ただし、手続き期間又は更新期間を過ぎた追加登録料は、倍額とする。

(登録の疑義)

第10条 競技者登録に関して疑義を生じた場合は理事会の決定による。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

- 1 第5条第3項の規定に係わらず平成21年度の競技者登録においては、全員のコードに規則性を設けるために当該年度から新たなコード番号に変更する。

## F I Sポイント登録規程

昭和58年11月 1日	制定
昭和63年 6月25日	改訂
平成 3年 6月22日	改訂
平成 5年 6月26日	改正
平成12年 9月20日	改正
平成19年 7月 5日	改正

- 第1条 本連盟の競技者登録を完了した者であつて、F I S公認競技会に参加しようとする者は、本規程によりF I Sに登録しなければならない。
- 第2条 F I Sに登録しようとする者は、加盟団体を通じて、所定の登録申請用紙に必要事項を記入の上、本連盟に申し込まなければならない。
- 第3条 F I Sに登録できる資格者は、F I Sの規定に準ずるものとする。
- 第4条 登録手続きは、毎年4月30日までに完了しなければならない。
- 第5条 登録有効期間は、1シーズン限りとし、継続する場合は、新たに登録手続きをしなければならない。
- 第6条 年次登録料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。ただし、手続き期間又は更新期間を過ぎた追加登録料は、3倍の額とする。  
2 当該年次登録料は、委託集金で登録手続きの際、本連盟に納入しなければならない。
- 第7条 登録完了者には、F I Sから登録番号が与えられ、その番号がシーズン中その競技者のコード番号となる。
- 第8条 登録を完了した競技者が競技会において獲得したポイントは、自動的にF I Sに登録される。
- 第9条 本連盟の規約に違反し、競技者としての体面を汚すような行為があったときは、その登録を抹消する。
- 第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。